

J.R.コモンズ『制度経済学』における累積的因果連関の独自性

北川 亘太

京大大学院経済学研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員 DC2¹

はじめに

Kapp (1976)が主張したように，累積的因果連関(cumulative causation)は，制度経済学の重要な分析視座である。累積的因果連関とは，複数の要因の間ではたらく相互強化作用を通じて，これらの諸要因の変化が循環的かつ累積的に進行することを意味する。累積的因果連関の理論は，大まかにいって，2つのテーマに整理される。

第 1 の系譜は，累積的因果連関という概念を利用したマクロ経済動学を分析テーマとする。一般的には，1928 年の A.ヤングから始まり，G.ミュルダールや N.カルドア，R.ポワイエらがそれに続いた。

第 2 の系譜は，社会と個人との双方向の因果連関をテーマとする系譜である。この連関に着眼する意義は，個々人の認知や選択を，還元主義と全体主義のいずれにも陥ることなく，社会化されていると同時に特異性を維持しているものとして扱うことが可能になる点である(Bazzoli [1999] p. 128)。ヴェブレンは，この系譜の始祖であり，嚆矢でもある(Veblen [1899])。ヴェブレンが定式化したのは，「支配的な思考習慣」(制度)と人間の「本能(instinct)」(生物学的資質)との累積的因果連関である。ヴェブレンの主眼は，当時の社会において産業技術が「有閑階級」を存続させるように方向づけられている理由を，人間と制度との超長期の累積的变化を本能から説き起こすことによって明らかにすることであった。

しかし，いずれの系譜においても，「意思」(will)ないし「意志」(volition)の所在が不明である。もちろん第 1 の系譜はマクロレベルを分析の対象としているため，それは当然のことである。第 2 の系譜の嚆矢であるヴェブレンは，あえて意思を社会科学の分析対象としなかった。超長期の分析であれば，それは妥当であるかもしれない。しかし，行為者たちの政治的・経済的な営為，経済的価値，制度の共進化を描こうとするならば，意思のはたらきを分析から排除してしまうと，理論は現実から遊離しかねない。というのも，少なくとも短中期的には，そうした営為の変化や制度の変化に対して行為者たちの創意工夫が影響を及ぼしている可能性は十分にあるからである。

アメリカ制度学派の創始者の一人と言われる J.R.コモンズ (John Rogers Commons, 1862–1945) が，意志を要素に含む制度経済学，つまり「意志の経済学」(Volitional Economics)を作り上げたことは良く知られている(Commons [1927])²。その一方で，彼の

¹ kitagawa.kouta.87u@st.kyoto-u.ac.jp

² IEにおいて，意思(will)は，広く行為者たちの能動性や創造性を意味している。意志(volition)は，より限定的に，能動的選択，具体的には，履行，自制，回避，適時性(timeliness)

名著『制度経済学』(Commons [1934a] *Institutional Economics*, 以下 IE と表記)が、「制度化された精神」(institutionalized mind)と「制度」³との円循環, さらに限定して言えば, 「習慣化された諸前提」(habitual assumptions)と「慣習」との円循環の構図を内包していることを指摘する研究は, きわめて稀である(Bazzoli [1999]; Ramstad [1990]; Zingler [1974])。しかも, 意思と累積的因果連関という 2 つの主題は, 適切に結び付けられているとは言いがたい。すなわち, 行為者たちの政治的・経済的な営為, 経済的価値, 制度の因果連関が循環しながら共進化していくという構図において, 意思がどのように位置づけられるのかという点について, 先行研究の説明は不十分であるか(Bazzoli [1999]; Zingler [1974]), 必ずしも適切とはいえない(Ramstad [1990])。

Ramstad (1990)は, 累積的因果連関の駆動因の一つとして, 制度を選択する「権限ある代理人」の意思に注目した。たしかに, その見解は一面では妥当である。しかし, Ramstad (1990)の見解は, IE の本質を伝え損ねている。なぜなら, IE のいう意思は, 相互行為における意思を意味しているからである。

本稿は, Ramstad (1990)による累積的因果連関の説明を参考にしつつ, 乗り越えるかたちで, 行為者たちの政治的・経済的な営為, 経済的価値, 制度の因果連関が循環しながら共進化していくという構図における, 意思の位置づけを明らかにする。相互行為における意思という照準をはずさずに, IE における累積的因果連関の構図を論じていくと, 結果として, その構図に内包されている独自性が明瞭に示されるであろう。

本稿の構成は, 以下の通りである。第 1 節では, IE の累積的因果連関の構図を示した Ramstad (1990)を, 相互行為における意思を捉え損ねているという点で批判する。第 2 節では, IE の累積的因果連関の構成要素である, 相互行為(*trans-action*, IE, p. 73), すなわち「取引」(*transaction*)における, 意思の位置づけを示す。第 3 節では, それらの構成要素を結びつけて, 累積的因果連関の構図を示す。第 4 節では, IE の累積的因果連関の独自性を明示する。そこでは, 現代制度学派, 例えばレギュレーション理論や「歴史的制度主義」(*historical institutionalism*)と比較するという手法を用いて, IE の累積的因果連関の独自性と現代的意義を際立たせる。

第 1 節 制度的因果関係と個人的因果関係

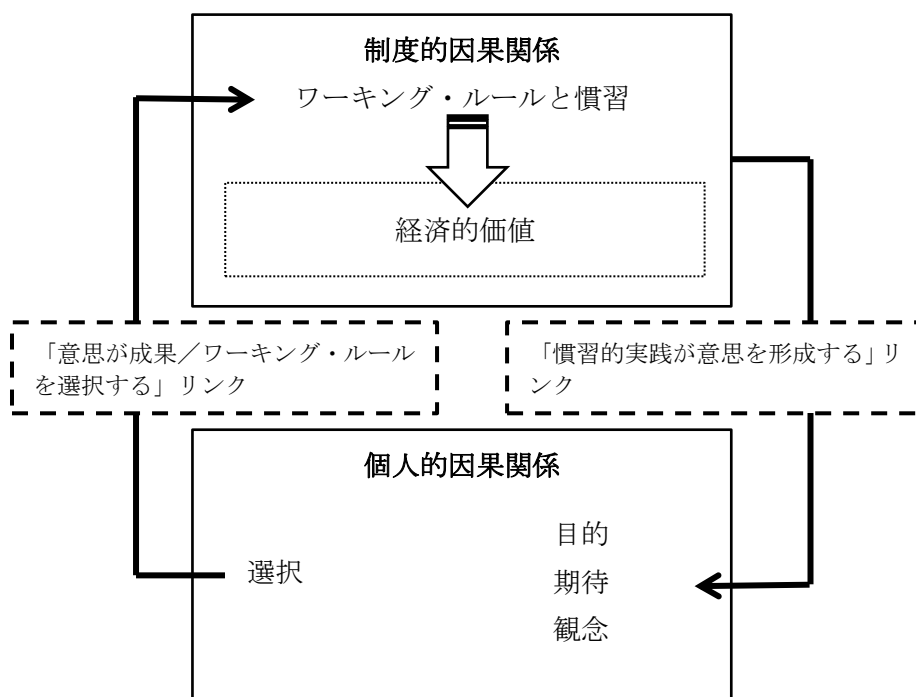
Ramstad (1990)は, コモンズの諸著作から個人と社会の循環的かつ累積的な因果連関に

を用語である(IE, pp. 305–6)。「供与留保」(*withholding*)を含むこの戦略的選択は, 「専有的希少性」(*proprietary scarcity*)をコントロールする意図でなされる(*ibid.*, pp. 198–201)。「適時性」とは, 妥当な時間・場所・力の程度を選択することである。

³ IE において, 制度, 集团的行動, 継続的事業体のワーキング・ルール, 秩序は, 同じことを指す異なる表現である。

ついてある程度まとまった量を論じた唯一の研究である⁴。Ramstad (1990, p. 77)は、IEが「制度的因果関係」(IE, p. 8)と「個人的因果関係」との循環的因果連関の構図を内包していると主張した(以下、図1を参照のこと)。

図1 Ramstad (1990)が説明した循環的因果連関の概要図



出典 Ramstad (1990, pp. 77-86)をもとに著者作成。

制度的因果関係とは、制度(慣習およびワーキング・ルール)が、諸取引の原因となり、この諸取引を経由して経済的成果という結果がもたらされること、および、経済的成果が制度の存続を左右する原因になるという双方向の関係を指す⁵。個人的因果関係とは、経験と意思との双方向の関係である。外側の世界から到来する経験は、内側の世界における意

⁴ ただし、Ramstad (1990)における累積的因果連関についての議論は、「XVII. 制度的因果関係についての余談」という節タイトルが付されている通り、コモンズの制度経済学を体系的に説明するという試みの中で、制度的因果関係の含意を限られた紙幅で検討したものである(*ibid.*, pp. 77-86)。

⁵ 制度的因果関係には、Ramstad (1990)の言葉でいえば、需要と供給の法則という「経済法則」(economic law)が関与し、宇仁(2014)に関連づけて言えば、マクロ経済動学の累積的因果連関が関与する。Ramstad (1990, p. 79)によれば、コモンズにとって、「経済法則」や「市場原理」(market force)は、制度によってコントロールされる諸取引の総体として立ち上がるものであり、それ自体が制度に先立って、または、制度から独立して存在するのではない。

味づけ、価値づけ、選択の原因となる⁶。内側の世界におけるこうした活動は、行為に帰結する。行為は、次の経験をもたらす(IE, p. 95, cf., Dewey [1929] pp. 167–8, 邦訳 175 ページ)。個人的因果関係において、外側の世界と内側の世界は断絶しているのではなく、行為という接続点において連結している(Dewey [1922]; Harter [1963] p. 227; Albert and Ramstad [1997]; Costa and Castro Caldas [2011] p. 675)。

この制度的因果関係と個人的因果関係とを結びつけるのが、「慣習的实践が意思を形成する」リンクと「意思が成果／ワーキング・ルールを選択する」リンクである(Ramstad [1990] p. 79)。前者は、諸個人による慣習的实践の複製を通じて、諸個人の期待、目的、認知の仕方、行為の仕方が特定の方向へとある程度収束することを指す。このリンクを起点として因果を捉えると、制度的因果関係は、期待や目的として表れるかたちで、個人的因果関係の原因になっている(cf., Biddle [1990a] p. 3)。制度的因果関係を内化した意思を、コモンズは、「制度化された精神」と表現した。

後者、つまり「意思が成果／ワーキング・ルールを選択する」リンクは、「将来の目標の達成に向けられる行動の意志的次元」(volitional dimension)である(Ramstad [1990] p. 80)。Ramstad が注目したのは、権威ある代理人(authoritative agency) (具体的には、裁判官を想起せよ)の意志、つまり目的である⁷。権威ある代理人は、行為の原因である目的に合致するように新たなワーキング・ルールを決定／選択する。権威ある代理人による、この「合目的的思考」(purposeful thought)とそれにもとづく選択が、「人為的淘汰」(artificial selection)であり、制度的因果関係の原因でもある(cf., Ramstad [1994] pp. 109–11)。

このように、個人的因果関係と制度的因果関係は、これら 2 つのリンクによって、連関を形成している。こうした視座が必要な理由は、「個人がなぜ観察される特定の方法で行為するのかを理解しようとするならば、『意志』(『方法論的個人主義』という用語によって把握される個人的因果関係)と『ワーキング・ルールと慣習』(『決定論』の用語によって把握される制度的因果関係)の両方からなる、そのような特定の事例の重要性を評価しなければならないからである」(Ramstad [1990] p. 97, n. 54)。

Ramstad (1990)は、コモンズの理論の核心が、経済的価値をこの因果連関の中で理解したことにあると主張する。一方で、主流派経済学において、「諸個人の意思は、合わさって、観察される経済的価値に内在する基礎的な『力』になり、その価値の根本的な『原因』になる」(ibid., p. 83)。他方で、コモンズの理論において、あえて始点ないし原因を定めるならば、権威ある代理人が有する目的がそれにあたる(ibid., p. 82)。この目的に沿って、権威ある代理人は「成果／ワーキング・ルールを選択する」。この「選定されたワーキング・ルール」のもとでなされる「秩序に則った取引」が、経済的価値を実現する(ibid., p. 85, Figure

⁶ IE (pp. 17–20)において、意味づけ、価値づけ、意志の連関についての秀逸な説明がなされている。人間意思は決して受動的なものではなく、内外の世界を能動的に再構成するはたらきをみせるというのが、そこでの主張の核心である。

⁷ 権限ある代理人の有する目的は、本人たちの集合的意思に由来する。

2)。このように、実現した経済的価値は、制度的調整の帰結として捉えられる。

こうした「経済的価値の因果学の再解釈」を支持することは、具体的には以下の2点を意味する(*ibid.*, p. 87)。第1に、ワーキング・ルールの修正は、現在受け入れられている公共目的に、さらに合致する経済的価値をもたらす方法になる(*ibid.*)。ワーキング・ルールは、公共目的と、このルールにもとづく諸取引から実現した経済的価値との隔たりを基準に評価され、修正されるといえよう(*cf.*, Biddle [1990b] p. 31)。第2に、経済学者が取り組むべき課題の再規定である。経済学者の課題は、「経済学者以外の本人たち(*principals*)が追求しなければならない目標を定義する」ことから、「本人たちの集団的意思の、進化する目的が達成されるべきであるならば、既存のワーキング・ルールの構造がどのように修正されるべきなのかを示す」ことになる(*ibid.*, p. 87)。だからこそ、経済学者は、手段を検討するに先立って、公共目的の意味づけという因果連関の中で歴史的に形成されてきたものを、まずは調査しなければならない⁸。Ramstad (1990)を補足すると、この取組み方は、先験的な目的、つまり原因を所与として処方箋を組み立てるやり方とは全く異なっている。

以上のような Ramstad (1990)の説明に対して、次の点を指摘したい。すなわち、累積的因果連関の構成要素を個人的因果関係と制度的因果関係とする見方は、相互行為、つまり「取引」を分析の起点として政治経済システムを論じるという IE 独自の観点を覆い隠してしまう、という点である。Ramstad (1990)の説明の起点が個人的因果関係に置かれているゆえに、意思についてもまた、ある代理人の意思が強調されている。しかし、IE のいう意思は、「行動意思」(*will-in-action*)である(IE, pp. 89, 640)。より噛み砕いた言葉にすると、それは、相互行為における意思(*will in trans-action*)であるといえよう。意思は、個々の取引における折衝のなかではたらいっている。

相互行為が説明の起点になっていないから、Ramstad (1990)においては、累積的因果連関の駆動因としての「社会的関係」もまた、際立っていない(IE, p. 92)。制度および習慣化された諸前提を再考する契機は、何であるか。Ramstad (1990)が主に着眼するのは、意図せざる帰結を契機として生じる「疑念」(*doubt*)、言いかえると、ある「目的」に対して「手段」の有効性をより高めたいという動機である。しかし、それだけでは不十分である。というのも、Vögelin (1995, p. 262)から着想を得ると、IE の独自性の一つは、行為者たちの「集団的探求」(*collective investigation*)の契機として「対立」(*conflict*)に着眼する点だからである(Commons [1998] p. 326)。対立は、「相互依存」(*mutual dependence*)及び「秩序」(*order*)と共に、取引に内包される社会的関係の一つである(IE, pp. 57–8, 108)。

⁸ コモンズは、特定の問題に対する処方箋として実効性をもちうるかどうかを、ワーキング・ルールだけでなく、そのルールのメタ・レベルの規範となる、既存の、あるいは実現しうる取引参加者の信念体系をも考察対象として検討している。メタ・レベルの規範こそが制度改革の実効性を担保するというコモンズの見解は、「管理運営」(*administration*)という用語に強く表れている。慣習を合意形成のための土壌とみなして推論を進めるコモンズの方法は、経験にもとづかない前提から推論を進める経済学者の方法とは全く異なっている(IE, p. 847)。

第2節 3種の取引における意思の位置づけ

I 交渉売買取引

売買交渉取引とは、法的に平等な行為者間でなされる、「専有的希少性」(proprietary scarcity)をめぐる取引である。専有的希少性とは、主権による法的コントロールのもと、取引という共同評価によって生成される集团的・客観的価値であり、貨幣で計測される価格のことである。専有的希少性は、特定の時の特定の社会における、所有の制度、産出における効率性、産出量、産出されたものが欲求される量、強要、説得といった、実に多様な要因によって決定される。しかし、それを計測する尺度は、自然、労働の苦痛、労働力、個人々の心理における幸福と苦痛、のいずれでもなく、ただ一つ、貨幣である。したがって、コモンズのいう「希少性」は、コモンズ以前の経済理論に含意されている、物質的・客体的な希少性や心理的・主観的な希少性とは区別される。

コモンズは、ロック、ケネー、スミス、マルサス、リカードといった経済学者が価値の「実体」に囚われていたと指摘した。彼らの理論においては、「名目価値」とは区別される「実質価値」が、価値実体、つまり労働や効用といった安定的な尺度をもとに割り出される。しかし、拡張された財産権、すなわち「有体財産」(corporeal property)から「無体財産」(incorporeal property)、「無形財産」(intangible property)へと拡張された権利は、この「実質価値」の埒外に置かれる⁹。これらを分析しようとするならば、「名目価値」そのものが「制度的価値」として唯一考察の対象となる。物価変動を排除する古典的な経済学に対して、コモンズは、物価変動こそが行為者たちの日々の営みを左右する「現実」であると考えていた。以下でいう「価値」、すなわち専有的希少性は、何らかの実体が価値として実現したものではない。それは、取引時点、つまり相互行為において、希少性、効率性、慣習、主権、将来性という5つの原理を反映して、集团的に決定される「価格」である(中原 [近刊予定])。したがって、取引額が「再生産費」や「限界効用」と一致する保障はどこにもない。

以下では、相互行為における意思、対立、集团的行動が売買交渉取引にどのように関与しているのかをみていく。

コモンズは、「売買交渉取引の公式」において、買い手と売り手を2人ずつ描いた¹⁰。その理由は、以下の2点である。第1に、後述するように、適正な差別的待遇(discrimination)と適正な競争という論点及び主権によるそれらのコントロールを、経済理論の検討対象にするためである。第2に、「有限な人間意思」(finite human will)の能動的選択を表現するためである(IE, p. 318)。人間は、「あらゆる可能な代替案を同じ時間と空間において享受する」「無限の存在」(an infinite being)では決してない(IE, p. 320)。人間意思ができるのは、

⁹ 財産権の拡張、すなわち所有の制度の進化について、詳しくは塚本 (2015)を参照のこと。

¹⁰ あらゆる売買交渉取引において、主権は、「第5者」、つまり物理的潜勢力として潜在している(IE, p. 242)。詳しくは、北川(2014b)を参照のこと。

ある取引において即座に取りうる最善と次善の機会だけを検討対象と定めて、その 2 つから選択することである。例えば、買い手 B にとって、無限の機会の中から実際の選択肢になっているのは、売り手 S の 110 ドルと S¹ の 120 ドルである。

B にとって「回避されたより大きな支出」¹¹、つまり「不機会価値」(dis-opportunity-value, IE, p. 312)は、S¹ の 120 ドルから S の 110 ドルを除した 10 ドルである。このときの B の「意志」(volition)とは、より大きな支出を回避すること、つまり 2 つの機会からの選択である。その一方で、S にとっての「機会費用」(opportunity-cost, IE, p. 308)は、B の 100 から B¹ の 90 ドルを除した 10 ドルである。

コモンズによれば、この「不機会価値と機会費用の理論」が、当時のビジネスマン及び裁判所の、価値に対する慣習的な考え方であったという。後でみるように、裁判所は、この考え方にもとづいて、係争中の売買交渉取引に対して判決を下す。それが意味するのは、主権が、不機会価値と機会費用の理論という世界観にもとづいて、売買交渉取引の調整を図っていたということである。裁判所は、係争中の取引に類似する取引を調査し、係争中の取引における不機会価値が「同じ状況に置かれている別の」買い手たちの不機会価値と同じかどうか、または、係争中の取引における機会費用が「同じ状況に置かれている別の」売り手たちの機会費用と同じかどうか、を探求する(IE, p. 330)。もしそれが同じであれば、探求の対象になっている不機会価値または機会費用は「適正」(reasonable)である。しかし、そうでなければ、それは「不適正」(unreasonable)な価値または費用であるため、是正の対象となる。そのときの判決は、もちろん、それ以後になされる売買交渉取引のルールになる。

ところで、取引額を x ドルとしよう。x ドルは、S からみると総収入であり、B からみると総支出である。このことが意味するのは、いかなる取引額であっても、売り手の総収入と買い手の総支出という 2 つの利害は常に相反している点である。一見すると自明なこの利害対立は、古典派の経済理論から排除されている。というのも、その理論の前提になっているのは、「私たちは他の人々に及ぼす影響を考慮することなく最大の選択可能な純収入を追求する」という個人主義的な前提だからである(IE, p. 323)。コモンズのように経済活動を相互行為として捉えてはじめて、集団的行動による仲裁の必要性、及び、取引を合意に至らしめるための折衝の必要性が浮き彫りになるのである。

より具体的にみていくと、集団的行動と折衝は、以下のように売買交渉取引に関わっている。

売り手の希望額の上限 (120 ドル) と買い手の入札額の下限 (90 ドル) が「強要の限度」(limit of coercion)である(IE, p. 331)。主権は、法的コントロールによってこの範囲を設定する。その範囲は、時代ごとに変化してきた。

¹¹ 原文のイタリック体は太字に、頭文字が大文字にされている用語には傍点を付した。斜体を用いた強調と [] 内の補足は、引用者による。

図2 売買交渉取引の公式

経済的關係					
買い手 Buyers の入札額 bid	\$ 100	B	競争 (機会)	B ¹	\$ 90
交渉力 (経済的力)・道徳的力	力				
売り手 Sellers の希望額 asked	\$ 110	S	機会 (競争)	S ¹	\$ 120

出典 Commons [1927] ch.1 p.15 Figure1; Commons [1928] r.12 s.762 を参考に著者作成。

より具体的にいうと、法的コントロールは、以下の2つの論点に対してなされる。第1に、「差別的待遇」である。それは、S から B と B¹ に対する要求額が異なるという問題である。第2に、「競争」である。競争に対する規制の目的は、破壊的な競争と独占の間にある、よいあんばいの競争を目指すことである。具体的にいうと、それは、売り手による不当に高い価格の規制 (図2 でいう S と S¹ に対する規制) という伝統的な規制に加えて、買い手による価格ダンピングの規制 (B と B¹ の規制) である。

さて、集团的行動によって、「公平な競争」と「平等な機会」が達成されているとしよう。それでもなお、図2にもとづく、S の希望額と B の入札額は乖離している。ここで重要になるのが、折衝である。折衝とは、「交渉力」にもとづく「強要」と「道徳的力」にもとづく「説得」(persuasion)からなる¹²。交渉力は、集团的行動によって高められる。主権は、この行動を認可し、あるいは規制することによって、売り手と買い手の「交渉力の平等」を目指す。取引が「説得」(道徳的力)によって決するとき、その取引は適正の範囲に収まっている。ただし、コモンズは、交渉力の平等を完全に達成することは不可能であると論じた。このように、自由競争という条件下で再生産費または限界効用において価値と費用が均衡するといったよくある経済学の考え方に対し、コモンズは、取引額が、即座に取りうる代替的な機会の範囲内で、強要と説得によって決定されると考えた。

以上の売買交渉取引の議論から、IE の価値論の核心がみえてくる。それは、以下の3点である。

第1に、価値の原因、調整因子、尺度が、集团的行動であると喝破した点である。なぜコモンズ以前の経済学において、労働力、労働の苦痛、心理的な効用と苦痛、自然法などが、価値の原因、調整因子、尺度として据えられていたのか。コモンズは、その時々において、そうすることを要請する歴史的状況があったからであり、そういう理論に説得力と魅力を感じる人々が大勢を占めていたからである、とみていた(IE, p. 197)。ただし、このことは、決してコモンズが価値論から労働と効用を排除したことを意味しない。コモンズ

¹² 説得に寄与する無形財産は、「グッド・ウィル」である。その例として、「高い信頼度」「良い評判」「顧客忠誠心」「労使信頼」といった、取引相手との道徳的な関係が挙げられる(IE p.82)。

は、それらを価値の実体ではなく、おそらく価値の構成要素としてみている。

第2に、専有的希少性の進化の歴史を、集团的行動の進化の歴史として捉える点である。その例を2つ挙げたい。まず、専有的希少性が有体財産から無体財産、無形財産へと拡張していった背後には、主権によるそれまでにない決定がある。次に、無形財産の由来は、売り手または買い手が独占や団結にもとづいて、財産の販売や購買を人為的に留保するという私的な集团的行動である。先に述べた交渉力の源泉は、この、財サービスの供与留保にある。

第3に、意思が、機会の選択及び折衝というかたちで価値の生成に関与している点である。繰り返すように、売買交渉取引において、折衝とは、強要と説得である。

曖昧模糊に見えるIEの価値論には、しかし、決して外してはならない論点がある。それは、対立、相互依存、秩序という社会的関係、及び、集团的行動である。それらを捉えようとするならば、価値論の出発点は、商品、個人、価値実体ではなく、取引でなければならない。安定的な価値実体の実在を仮定しないということは、その仮定から演繹的に導き出される均衡点が存在しないこと、及び、価値が制度進化と社会・政治・経済状況の変化に応じて変動することを意味する。それゆえに、IEの価値論は、価値を安定化させるための集团的行動による調整が必要である、という政策的示唆に直結するのである(*cf.*, IE, p. 214)。

II 管理取引

管理取引とは、生産組織内部における、上下関係にもとづく命令と服従の関係である。企業を例にとって大ざっぱにいうと、一方で、売買交渉取引は渉外であり、他方で、管理取引は上司と部下の関係である。前者は専有的希少性をめぐる取引である一方、後者は効率性をめぐる取引である¹³。効率性とは、「[労働] 投入の単位あたりの産出という比率、つまり労働時間(*man-hour*)である」(IE, p. 259)。個々の管理取引には、3つの社会的要素が関係している。第1に、技術進歩である(IE, p. 294)。第2に、管理技法の発展である¹⁴。第3に、法の上位者が下位者に対して行使しうる「権限の範囲」についての法的コントロールの変化である(Commons [1927] ch. I, p. 26)。

これら社会的要素に加えて、もちろん、折衝における意思も管理取引の決定因の一つである。折衝は、利益が相反している状況においてなされるはずである。それでは、命令と服従からなる管理取引において、どうして利益の相反が生じているといえるのか。その理由は、一方で、法の上位者(使用者や上司)が、法的下位者(労働者や部下)の時間当た

¹³ O.E. ウィリアムソンは、市場とヒエラルキーが取引コストの大きさを基準に代替的な関係にあるとする一方で、コモنزのいう売買交渉取引と管理取引は、そもそも取引の対象となる「価値」が異なっている(宇仁 [2013] 4 ページ)。繰り返すように、売買交渉取引の対象は希少性であり、管理取引の対象は効率性である。

¹⁴ 管理技法の例として、IE (p. 67)において着目されているF.テイラーの科学的管理法や現代における人的資源管理が挙げられる(*cf.*, 村越・山本 [近刊予定])。

り労働量をより引き出すことを望み、他方で、法的下位者が、それを出し惜しみすることを望むからである。それゆえ、管理取引においてもまた、効率性という価値は、取引当事者間の折衝の所産である。このように、管理取引において、効率性の生成には、その時と場所の技術上の状況及び集団的行動、取引当事者間の折衝が関与している。

さて、先に述べた専有的希少性と、この項の論点である効率性は、どのように関係しているのだろうか。その手掛かりは、政府と効率性についての、コモンズによる問題提起とそれに対する答えにある。

公共政策の問いは、適正な価値の問いになる。彼の最大の利己的な利得と自己に対する最小の損失は、生産者、販売者、購買者、あるいは最終消費者、といういずれの立場としての彼に対して、銀行システムによって保障されるべきなのか。・・・政治的かつ倫理的問いに対する答えは、次の通りである。利潤または賃金の上昇を、彼の純粋な利己心にもとづいて希求する各人は、彼の最大の利得を、効率性を上昇させることを通じて、生産者として得るべきである。それは、価格の高騰に賭ける販売者としてでもなく、価格の暴落に賭ける購買者としてでもない。(IE pp. 799–800)

ここから、効率性と希少性という 2 つの原理は、主権に対して、別個の課題としてではなく、複合的な課題として現前していることが分かる。ところで、主権・希少性・効率性という 3 つの原理の相互関係は、累積的因果連関の構図を構成している。宇仁(2014)が明らかにしたように、IE において、効率性(生産性)上昇と供給成長・需要成長との循環的・累積的関係の構図が描かれている。コモンズは、その当時、つまり 1934 年時点で、この循環が専有的希少性の安定をもたらすと考えていた。効率性上昇分が主権その他の集団的行動によって商品価格低下ではなく賃金上昇に結び付けられることによって、政治経済はこの好循環に到達しうる。つまり、法的コントロールは、希少性と効率性という両原理の複合性を対象にしているということである。より一般化すると、希少性の調整に関わる集団的行動の中には、効率性の調整を見据えてなされるものも含まれているということである。

以下では、コモンズが適正な価値を「貨幣で表現される集団的行動の概念である」と定義していることに鑑みて、専有的希少性に焦点を当てたい(IE, p. 207)。ただし、上記のように希少性と効率性が連関していることから、この貨幣で表現される価値には、希少性のみならず効率性もまた決定因として関与している。

III 割当取引

割当取引とは、主権的・経済的・文化的活動体(concern)のワーキング・ルールの制定・改廃のことを指す。具体的には、課税・財政・金融政策、労働協約、企業同士が締結するカルテル、企業の業務規則などが挙げられる。先の 2 つの取引との関係でいうと、割当取引とは、どのように売買交渉取引と管理取引を制度的に調整するか、についての決定ない

し合意である。IEにおける「秩序」とは、この割当取引によって制定・改廃される可変的なルールを指している。継続的活動体(going concern)は、これら3種の取引の束である。

割当取引の合意に至る折衝の過程は、集团的探求の過程である。コモنزは、その帰結を、「倫理的理想型」(ethical ideal type)である、と捉えた。倫理的理想型とは、探求によって現存する実践の中に見いだされ、かつ、実行可能であると集团的に合意された「そうあるべき」未来、つまり倫理的目标である(IE, p. 743)。この倫理的理想型は、特定の将来性、つまり「未来における利得または損失の期待」を継続的活動体の構成員に提供する。噛み砕いていうと、倫理的理想型の形成とは、国家、企業、カルテルといったある集団の期待を、能動的かつ討議的に構築する試みである。相互行為における意思の創造的作用として注目すべきは、まさしくこの共同期待の能動的構築である。それは、混沌とした未来に想像上の秩序を創造することによって、いま・ここで何らかの行動に踏み出すときの足がかりを得ようとする意思のはたらきである。

こうした集团的探求にもとづく制度変化に焦点を当てるコモنزの関心の背後には、集团的知性への強い信頼が伺われる(Commons [1913] ch. 1; [1998] p. 326)¹⁵。

・・・[管理運営のための] 方法は、個々の探求者〔調査者 investigator〕による方法と対比されるべきである。極端論者と両極端の間の適正さとを正確に区別することができる個々の探求者は決して存在しない。それゆえ、この種の探求は、すべての参加者による集团的探求である。それは、統計学者たちからなる職員によって具現化される。そして、寛容(toleration)を通じてのみ、協力する意志が獲得されうる。それは、すべての側に対して常に譲歩することが必要になる集团的行動における、すべての参加者のすべての論拠を聴き取り、それらに対して「正当な重み」(due weight)与えることによってなされる。自発的合意に至る際の寛容に代替するものが、強制的合意を課すことによる専制政治(despotism)である。

これらの推論(reasoning)と調査は、すべての人々の真実でもあり、専門の統計学者と経済学者に限られるものではない。それらは、日々の簡素な論理である。その論理とは、類似性と相違性を探し求めること、アクセスできる選択肢の中から選び取ること、および、他の人々に混ざることによって両極端を回避しながらその間のどこかに位置する適正なものを探し求めることである。(Commons [1998] p. 326)

知性に対するコモنزの信頼は、あくまで「集团的」知性に対してであり、決して特定の個人の知性に対してではない。そのことは、以下の2点から明らかである。第1に、IEが相互行為に焦点を当てながら科学やルールの発展を論じるプラグマティズムに立脚している点である(IE, p. 153)。第2に、IEが、マルサス的な人間観に立脚している点である。人間というものは、決して合理的な存在ではなく、情欲と愚鈍な存在である。だからこそ、

¹⁵ この知見は、塚本隆夫氏（日本大学）のものである。

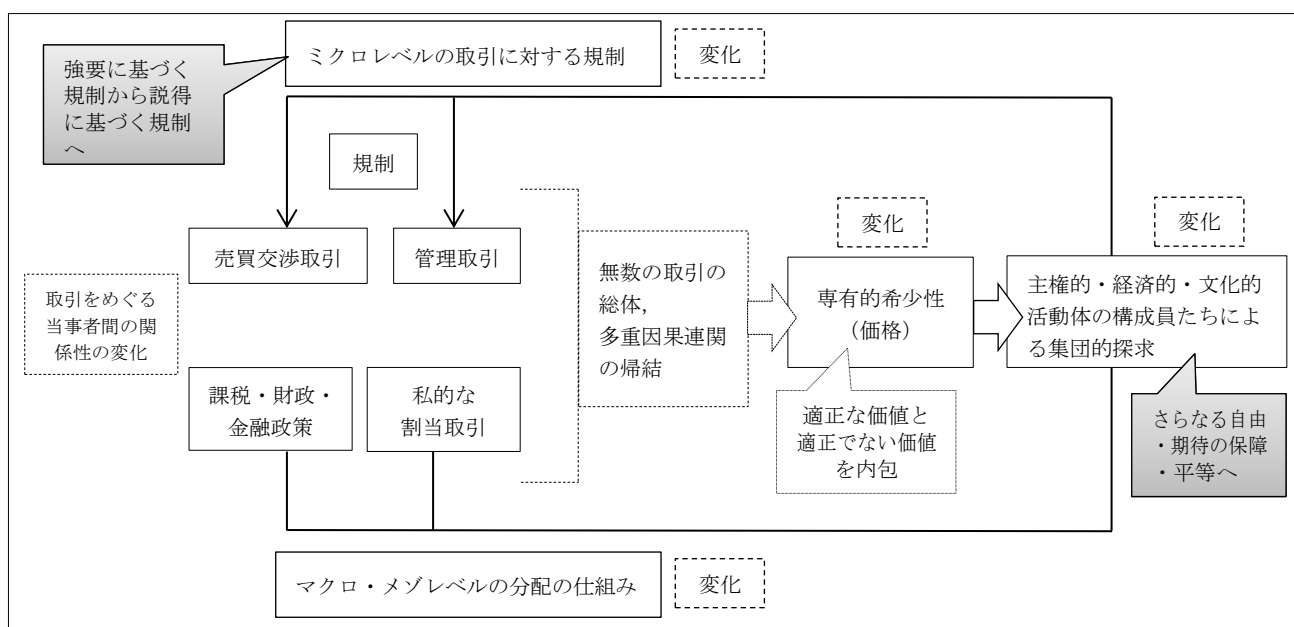
政府と慣習による強要が正当化されるのである(IE, pp. 702-3)。

第3節 IEにおける累積的因果連関の構図

I 累積的因果連関の仕組み

売買交渉, 管理, 割当という3種の取引という構成要素を繋ぎ合わせると, 以下に述べる累積的因果連関の構図を描くことができよう(以下, 図3を参照)¹⁶。

図3 IEにおける累積的因果連関の構図



出典 IEを参考に著者作成。

市場では売買交渉取引が, 継続的活動体内部では管理取引がなされている。それら2つの取引を規制するのが, 一部の割当取引である。これが, 図3上段の「マイクロレベルの取引に対する規制」である。それとは異なり, 割当取引のなかには, 「マクロ・メゾレベルの分配の仕組み」を規定するものもある。具体的にいうと, 課税・財政・金融政策や私的な事業体間での割当取引である(図3下段)。これら3種の取引は, 補足や相互制約という関

¹⁶ この因果連関が「累積的」(cumulative)であるのは, 制度, つまりワーキング・ルールが「累積的変化の所産」であるという理由から明らかである(Mitchell [1937] p. 339)。ただし, 過去の経験が累積されたワーキング・ルールは, 将来の目標に応じて, 現在の行為者の意味づけの対象になる。その典型的な例は, 慣習法裁判所の判決の仕組みである。

係で影響を及ぼし合いながら政治経済システムを構成している。これら無数の取引の総体が、貨幣タームの専有的希少性の総体、例えば、卸売物価である(IE, p. 122)。

専有的希少性の総体には、以下の2つが内包されている。第1に、取引当事者たちにとっての「意図せざる帰結」である。意図せざる帰結は必ず生じる。なぜなら、専有的希少性の総体は、「多重因果連関」(multiple causations)の所産、つまり複雑性の産物だからである(IE, p. 7) (図3 点線のボックス「無数の取引の総体, 多重因果連関の帰結」)。第2に、適正な価値と適正でない価値である(IE, p. 63)。適正な価値とは、特定の結果を指すのではなく、特定の要件に則ってなされた諸取引の帰結である。その要件とは、前節において述べた通り、平等な機会、公正な競争、交渉力の平等、法の正当な手続である(IE, pp. 62-3)。これらの要件は、所与の前提ではなく、集団的行動によって達成が目指されるものである(図3 吹き出し「適正な価値と適正でない価値を内包」)。したがって、必ずしも、専有的希少性の総体が適正な価値を表現しているとは言えない。

取引当事者の視点からみると、専有的希少性の総体は、政治経済システムの複雑性に起因する意図せざる帰結が貨幣で表現されたものであり、かつ、希少性、効率性、慣習、主権、将来性という5つの原理のせめぎ合いの帰結が貨幣で表現されたものである。取引当事者たちにとって認知可能なこの縮約表現は、彼らが次なる制度的調整を集団的に探求するための糸口を提供する。

この一旦の帰結は、主権的、経済的、あるいは、文化的活動体の構成員たちが集団的探求を開始する契機になる。というのも、構成員たちが集合している目的の一つが、さらなる自由、より保障された期待、さらなる平等、を達成した状況を活動体内外に形成することだからである。そのためには、外的世界に関するものの見方、行動様式、個々の取引を集団的に調整する仕組みに関わる、集団的な仮説を再形成しなければならない。コモنزの用語を用いて言いかえると、習慣化された諸前提や既存の制度に対する疑念が契機となって、それらの前提や制度が集団的探求の中で再形成されるのである。

この疑念の他に、対立もまた、集団的探求の契機である。全ての取引、つまりIEの分析対象になる相互行為には、取引当事者間の対立関係が内包されている。対立は、それまで意識にのぼらなかった、自己や取引相手の世界観や利害の違いを鮮明にする。折衝を経て合意に至るとき、その合意が、もちろん既定の利害の「妥協」であると呼ぶに相応しい場合もあれば、認知の仕方や利害そのものが再定義された結果の「止揚」のような場合もある(IE, p. 101; Mead [1934]; Albert and Ramstad [1998])。

この折衝こそ、意思が活発にはたらいっている過程である。その理由は、単に折衝がお互いの経済的力や道徳的力が衝突する過程だからというだけではない。それだけでなく、折衝の場が当事者たちの相互理解や相互変容を通じて何らかのジレンマを乗り越えるような洞察をもたらさう場だからである。それまででない規制や分配の仕組みが成立する背後では、このように、折衝の場において当事者の自己が再定義されている場合がある。行為者と制度を分析単位として両者の連関を描こうと試みる研究(Boyer [2004]; Denzau and

North [1994]; Streeck [2009]; Mahoney and Thelen [2010])は、この折衝の場における自己の再定義を捉えることができない。すなわち、IE において、創造性と革新性は人と人との関係そのものに宿っているものであり、これらの研究は、その点を捉えることができない(IE, p. 153; Herrigel [2010])。

集团的探求の結果、割当取引、すなわち、ミクロレベルの取引に対する規制とマクロ・メゾレベルの分配の仕組みが変化する。言いかえると、売買交渉取引と管理取引、及び、その帰結としての価値、を調整する集团的行動の仕方が変化するのである。主権を頂点とする諸々の集团的行動が目指す先の一つは、IE における規範的議論に依拠すると、売買交渉取引と管理取引について、「強要的、没収的、搾取的な」要素を限りなく減らした、説得や誘引にもとづく調整である(IE, pp. 4, 672, 706)。というのも、売買交渉取引と管理取引が強要的規制の下ではなく、説得的規制の下でなされることが、適正な価値が生成されるための必要条件だからである。この更新された集团的行動が価値の調整因子として関与するなかで、次なる無数の取引が実施されていく。

このように、取引、価格、制度的調整の仕組みのいずれもが、対立と疑念によって呼び覚まされる意思を動力としながら、相互に関係しながら変化していく。この因果連関を言いかえると、集团的探求や取引をめぐる当事者間の無数の関係性が、妥協や止揚、不確実性をひっくるめた専有的希少性という縮約表現を因果連関の中途にはさみながら、連動して変化していくのである。IE の規範的観点にもとづくならば、このように連動する進化の過程を通じて高まるのが、制度化された精神の「自由、期待の保障、平等」、及び、価値の調整因子、すなわち集团的行動の説得的性質である(図3 灰色の吹き出し「さらなる自由・期待の保障・平等へ」「強要に基づく規制から説得にもとづく規制へ」)。

II 集团的探求の仕組み

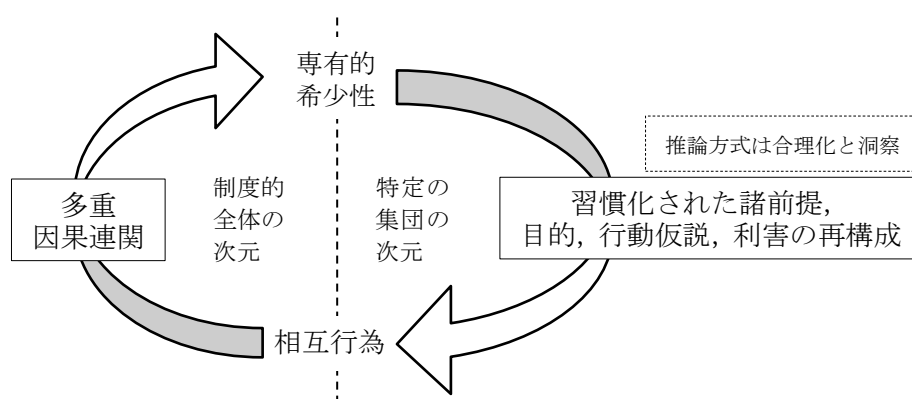
第1節において強調したように、あらゆる取引において、多かれ少なかれ折衝がなされている。IE において、折衝の過程は、取引当事者たちの行動仮説や行動目的の模索過程という側面に光を当てるならば、「集团的探求」の過程と捉えることができる。IE 第2章においてコモンズが紙面を大きく割いて説明しているように、取引当事者たちは、外界からの力に小突き回される「小球」ではなく、自分たちを取り巻く状況や相互行為の帰結に対して新しい意味を付与していくという、世界の「能動的形成者」(active organizer)である。したがって、取引当事者を取り巻く制度的全体が相互行為を構造化する一方で、取引当事者たちは、集团的探求を通じて制度的全体を再解釈する。このとき、専有的希少性が、制度的全体と当事者たちの間を取り結ぶ媒介の一つになっている。

以下では、この集团的探求の仕組みを詳しくみていくことによって、累積的因果連関における意思あるいは能動性の所在を明確にする。決して忘れてはならない点は、あらゆる経済的な相互行為や集团的探求には利害の対立という社会的関係がつきものであるという点である。

経済的な相互行為の集合、つまり無数の取引の帰結は、最終的に専有的希少性として表現される。具体的にいうと、それは、債務、租税、財サービスの価格である(IE, p. 122)。先に述べた通り、この価値には実に多彩な要素が含まれている。列挙すると、それは、5つの原理(希少性、効率性、将来性、慣習、主権)、相互行為の時点で意図された帰結および/あるいは意図されなかった帰結(期待の保障または非保障、自由の拡大または縮小、平等化または不平等化)、利害の妥協や止揚である。このように実に多彩な要素が圧縮された専有的希少性は、意図せざる帰結を内包するゆえに、取引当事者たちに集団的な行動仮説に対する「疑念」を抱かせる。

IEにおいて、人間は、慣習化された存在であると同時に、慣習を見直すことのできる能力も有している。人間は慣習化された諸前提にもとづいて、外的世界を意味づけ、かつ、行動している。しかし、疑念や対立が生じるとき、それまで意識にのぼらなかった慣習上の諸前提が否定なく認識され、反省の対象になる。不具合が生じた慣習上の諸前提に代わる新しい集団的な行動仮説や目的が討議的に構築される。そのときの集団的推論において、「合理化」(rationalization)と「洞察」(insight)という推論方式がとられる。合理化は、「分析」(analysis)と「生成」(genesis)に分けられる。分析とは、分類の過程である。生成とは、これら諸部分の変化の分析である。洞察とは、パースの「アブダクション」という推論形式で表されるように、「分析と生成を、諸々の部分の、全体に対する変化する関係についての公式に統合することである」(IE, p. 99)。洞察、合理化、慣習化された諸前提は、制度化された精神を構成する。これらは実際には不可分であるが、分析上区別される(IE, p. 747)。対立と疑念を契機とするそれらの推論が、意思の能動的はたらきである。繰り返すように、IEにおける創造性と革新性は、個人の属性ではなく、相互行為の属性である。

図4 絶えざる集団的探求の仕組み



出典 IEを参考に著者作成。

こうした推論を通じて、集団の目的、行動仮説、利害が再構成され、それらに則った、次なる相互行為がなされる。このように、多かれ少なかれ形を変えながら繰り返される相

相互行為を起点として、相互行為の帰結、目的、行動仮説、利害、などが相互に影響を及ぼしながら共に変化していく。これが、絶えざる集団的探求の仕組みである（前頁図 4 を参照）。

第 3 節 『制度経済学』における累積的因果連関の独自性

I 相互行為を基本単位とする累積的因果連関

コモンズの累積的因果連関の特徴は、因果連関を構成する「基本単位」が相互行為である、という点である(IE, p. 4)。この相互行為からのアプローチは、方法論の全体主義とも(Aglietta [1976])、方法論的個人主義とも(Batifoulier [2001])、全く異なっている。しかも、IE において、マクロ経済のミクロ的基礎付け、及び、人間の行動を左右する根源的要素の基礎付けは問題にならない。したがって、IE の累積的因果論は、以下の 2 人の着想ともかけ離れている。まず、ブルデューのハビテュス論を援用してレギュレーション理論にミクロ的基礎付けを与えようとした Boyer (2004)である。次に、本能の弁証法を社会経済制度の進化の原動力とみている Veblen (1899)である。したがって、IE には累積的因果連関の核となる本能についての考察がない、と批判する Hodgson (2003)は、相互行為を起点として社会経済の進化を描き出そうとしたコモンズの独創的な試みを全く理解していない。

この因果連関は、相互行為の間で、つまり関係間で補足、相互制約、複製、模倣、競合、淘汰が絶え間なく作用している状態として捉えられる(cf., Dubouchet [2003] p. 85)。相互行為同士の関係は、水平的関係の場合もあれば、階層的關係の場合もある。したがって、累積的因果連関は、主権を頂点に、さまざまな活動体同士、活動体と市民間、市民同士の「多元性」(pluralism)と「階層性」(hierarchy)から構成されている。

ただし、相互行為を起点として政治経済システムを論じたというだけでは、IE が、未だ稀有な例であるとはいえ、決して制度学派における唯一無二の研究と評価することはできない。例えば、Théret (1992)は、法と貨幣という制度的媒介を起点に国家の再生産様式を論じた。それでは、相互行為という着眼点について、IE の独自性は何に求められるのか。それは、相互行為における意思という着眼点を貫徹させながら、価値と制度の共進化の理論を構築した点である。とりわけ、注目に値するのは、以下の 2 点である。第 1 に、不機会価値、機会費用、折衝を主題とする価値論を構築した点である。そうすることによって、コモンズは、意思が、機会の選択のみならず、折衝においてもはたらいっていることを描き出すことに成功した。第 2 に、集団的行動が専有的希少性と効率性の調整に関与しているのみならず、それらの価値の内実そのものの変化に関与していることを明示した点である。IE の累積的因果連関は、相互行為を起点に、取引をめぐる当事者たちの関係性、価値、それらを調整する仕組み、の共進化を描き出しているのである。

II 創造性や革新性が発揮される契機としての対立

相互行為を分析の起点にするということは、対立という社会的関係から分析を始めるということでもある。Boyer (1986)や Amable (2003)は、対立を一時的に抑圧する「制度化された妥協」という観点から、政治経済システムが一定期間安定する様子を描き出している。それとは対照的に、IE において対立は、創造的推論がなされる契機、言いかえると、それまでにはない秩序が生成されるきっかけとして捉えられている。対立は、構造化されていて普段は行為者の意識にのぼらない習慣化された諸前提を反省の対象にする。例えば、折衝を通じて、利害代表間の動機の違いが鮮明になる。すると、その違いを相互に理解したうえで、相手側の動機を利用するかたちで合意にこぎつけるという新しい道が生まれる(IE, p. 856)。IE の集団的推論において、こうした折衝における洞察は、革新的な制度、すなわちそれまでにはないインセンティブ構造の出現に至ることがある。その出現につれて、行為者たちの利害や実行可能な選択肢もまた、再構成される。IE の因果連関の独自性は、対立を、習慣化された諸前提、利害、実行可能な選択肢、制度の緊密に関連した「再構成的変化」(recompositional change)が生じるきっかけとして(Herrigel [2010] p. 9)、言い換えれば、創造性や革新性が発揮される契機として捉えた点である。

III 意思の位置づけ

IE の独自性、本稿の議論に即していえば、IE の累積的因果連関の独自性は、個人の意思ではなく、「相互行為における意思」を、制度と価値の進化の推進力として位置づけたことである。意思は、各取引の折衝の過程においてはたらいしている。具体的には、外部環境の能動的意味づけ、行動仮説の再形成、力や生産物の出し惜しみ、対立を抑止または止揚する制度の設計、期待の討議的な構築、がそれに当たる。

相互行為における意思が、革新的な帰結をもたらす可能性を内包した累積的因果連関の構図は、IE に独自のものである。もちろん、マクロ経済動学を分析テーマとした Boyer (1988)や人間性と制度との超長期の累積的变化を分析テーマとした Veblen (1899)が意思を扱っていないのは、当然のことである。累積的因果連関の系譜から外れて、広く政治経済学に目を向けると、「歴史的制度主義」が「漸進的な変容」(gradual transformation)を説明するために、制度の「再解釈」(reinterpretation)、「転用」(conversion)、「消耗」(exhaustion)、といった行為者の戦略に焦点を当てた(Hall and Thelen [2009]; Streeck [2009]; Mahoney and Thelen [2010])。ある制度を、所与の構造とはみなさずに多義的なものとして扱っている点で、彼らはプラグマティズムに近い議論をしている。行為者による制度解釈には、一見するとその行為者の能動的な意思が関与しているように見える。しかし、彼らの議論は、以下の2点の理由から構造主義的である。

まず、議論全体が、変化の構造を捉えて分類するという姿勢に貫かれているからである。その姿勢自体が、極めて構造主義的である。

次に、行為者と制度との関係の外部にある構造を暗黙裡に想定しているからである

(Herrigel [2010] p. 8)。行為者をとりまく社会的関係性、例えば、経済的・政治的な権力関係が、その行為者が取りうる戦略のタイプを限定する。その社会的関係性は、動かし難く、構造的なものとして、その行為者の戦略のタイプを規定する。ここには、外部構造の投影としての意思しかない。

上記の歴史的制度主義の研究者らは、事象を構造的に把握するという物の見方から、本質的には脱却できていない。とりわけ、Streeck (2009)は、ドイツにおける政治経済の風向きを変えるような集団的行動が出てくる可能性について、きわめて悲観的にみている。

プラグマティズムは、外部構造を想定してそこから説明を始めることもないし、新たな可能性を切り拓こうとする行為者たちの創造性と革新性をそのように低く見積もることもない。IEにおける累積的因果連関は、相互行為における意思に焦点を合わせて、それを循環や進化の推進力として扱っている。相互行為の地点において、もちろん、制度的環境からの構造化作用、及び、経路依存性は考察される。しかし、この制度的全体と歴史的に蓄積する経験は、取引当事者たちの相互行為の中で、再解釈を被る対象でもある(中原 [近刊予定]; Kirsch *et al* [2014] p. 220, Figure 9.1)。制度的全体と歴史に対する能動的な意味づけは、相互行為における意思のはたらきである。こうした相互行為における意思のはたらきに着目する累積的因果連関論は、コモنزの以下の信念や考え方に立脚している。第 1 に、集合知に対する信頼である。第 2 に、知性と制度を対立や不確実性をコントロールするといった目的に対する手段としてみなす考え方、すなわち「道具主義」(instrumentalism)である(Commons [1934b] p. 160; 北川 [2014a] 第 5 章)。

結論

本稿は、相互行為における意思に着眼しながら、J.R.コモنز『制度経済学』(IE)における累積的因果連関の独自性を明らかにした。それは、以下の 3 点であった。第 1 に、相互行為という着眼点を、制度変化論と価値論の両方で貫徹させながら因果連関を描き出した点である。第 2 に、対立を、創造性と革新性の契機、すなわち、制度的進化の契機として捉えた点である。対立は、取引をめぐる当事者たちの関係性、価値、それらを調整する仕組みの共進化における、尽きることのない動力源である。第 3 に、個人の意思ではなく、相互行為における意思を、制度と価値の進化の推進力として位置づけたことである。コモنزの進化論を特徴づける要素が「意思」であることは、よく知られている。しかし、ほとんどのコモنز研究において、その意思は、権威者の意思として描かれている(e.g. Ramstad [1990])。本稿が強調するのは、集団的な探求の過程において活発にはたらいっている意思、つまり相互行為における意思である。IE の価値論における調整因子は集団的行動である。この集団的行動を突き動かす力こそ、相互行為における意思なのである。IE の累積的因果連関は、相互行為における意思が、革新的な帰結、すなわち制度進化をもたらす

可能性を内包している。

ところで、近年、国際経営論、多国籍企業分析、福祉国家論に精通した研究者の一部は、相互行為を起点に組織や政治経済システムの動態を描き出す手法を用い始めている (Kristensen and Zeitlin [2005]; Herrigel [2010]; Kristensen and Lilja eds. [2011])。経営史の独自性を他の社会科学に対して打ち出そうと画策している研究者たちもまた、プラグマティズムの方法論や認識論を前面に押し出している (Bucheli and Wadhvani eds. [2014])¹⁷。この相互行為を起点とする分析手法が、経済学の分析対象にも応用されることが期待されている。本稿は、コモنزの累積的因果連関論が、そうするときに必要な一連の着眼点と考え方を提供していることを示した。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、Peer Hull Kristensen 氏 (デンマーク Copenhagen Business School)、Kari Lilja 氏 (フィンランド Aalto University)、R. Daniel Wadhvani 氏 (アメリカ University of the Pacific)、塚本隆夫氏 (日本大学)、中原隆幸氏 (阪南大学) との対話から多くの着想を得た。ここに記して深く感謝する。もちろん、ありうべき誤りの責は著者に帰す。

参考文献

- Aglietta, M. [1976] 1997. *Regulation et crises du capitalisme*, Paris, Editions Odile Jacob.
(若森章孝ほか訳『資本主義のレギュレーション理論—政治経済学の革新』大村書店, 2000年)。
- Amable, B. [2003] *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford, Oxford University Press.
(山田鋭夫・原田裕治ほか訳『五つの資本主義—グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店, 2005年)。
- Albert, A. and Y. Ramstad [1997] “The Social Psychological Underpinnings of Commons’s Institutional Economics: The Significance of Dewey’s Human Nature and Conduct,” *Journal of Economic Issues*, 31 (4), pp. 881–916.
- [1998] “The Social Psychological Underpinnings of Commons’s Institutional Economics II: The Concordance of George Herbert Mead’s ‘Social Self’ and John R.

¹⁷ この点は、京都大学経済学研究科における特別講義 AGSS (Asian Platform for Sustainable Development), Business History Kyoto, Series No. 4, “Organizations in Time: History, Theory, Methods,” R. Daniel Wadhvani, March 6–10, 2015 において詳らかにされた。

- Commons's 'Will,'" *Journal of Economic Issues*, 32 (1), pp. 1–46.
- Batifoulier, P. [2001] *Théorie des conventions*, Paris, Economica. (海老塚明・須田文明監訳『コンヴェンション理論の射程—政治経済学の復権』昭和堂, 2006年)。
- Bazzoli, L. [1999] *L'economie politique de John R. Commons: Essai sur l'institutionnalisme en sciences sociales*, Paris, L'Harmattan.
- et V. Dutraive [2013] "D'une 'démocratie créatrice' à un 'capitalisme raisonnable': Lecture croisée de la philosophie de J. Dewey et de l'économie de J.R. Commons," *Revue économique*, 65, pp. 357–72.
- Biddle, J.E. [1990a] "The Role of Negotiation Psychology in J. R. Commons's Proposed Reconstruction of Political Economy," *Review of Political Economy*, 2 (1), pp. 1–25.
- [1990b] "Purpose and Evolution in Commons's Institutionalism," *History of Political Economy*, 22 (1), pp. 19–47.
- Boyer, R. [1988] "Formalizing Growth Regimes," in G. Dosi *et al.*, *Technical Change and Economic Theory*, London and New York, Pinter Publishers, pp. 608–30.
- Boyer, R. [1986] *La théorie de la régulation: une analyse critique*, Paris, La Découverte (山田鋭夫訳『レギュレーション理論—危機に挑む経済学』新版, 藤原書店, 1990年)。
- Boyer, R. [2004] *Une théorie du capitalisme, est-elle possible?*, Paris, Odile Jacob. (山田鋭夫訳『資本主義 vs 資本主義—制度・変容・多様性—』藤原書店, 2005年)。
- Bucheli, M. and R.D. Wadhvani eds. [2014] *Organizations in Time: History, Theory, Methods*, Oxford, Oxford University Press.
- Commons, J.R. [1913] *Labor and Administration*, New York, Macmillan.
- [1924] *The Legal Foundations of Capitalism*, New York, Macmillan. (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基礎 (上巻)』コロナ社, 1964年)。
- [1927] Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics, Manuscript, a collection of the Kyoto Prefectural Library, Call mark: /331.04/C85/, Material code: 1102508007.
- [1928] Reasonable Value: A Theory of Concerted Action, Manuscript in H.L. Miller ed. [1986] *Wisconsin Progressives, The John R. Commons Papers*, Microfilm Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- [1934a] 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers. (中原隆幸訳『制度経済学』上巻, ナカニシヤ出版, 近刊予定)。
- [1934b] *Myself*, New York, Macmillan.
- [1998] "Investigational Economics," in W.H. Samuels ed. [1998], *Research in the History of Economic Thought and Methodology: John R. Commons's Investigational Economics*, Archival Supplement 7, Greenwich, Connecticut and London, JAI Press, pp.

39–326.

- Costa, A.N. and J. Castro Caldas [2011] “Claiming Choice for Institutional Economics,” *Journal of Economic Issues*, 45 (3), pp. 665–84.
- Denzau, A. and D.C. North [1994] “Shared Mental Model: Ideology and Institutions,” *Kyklos*, 47, pp. 3–31.
- Dewey, J. [1922] 1988. *Human Nature and Conduct: A Introduction to Social Psychology*, in J.A. Boydston ed. [1988] *The Middle Works of John Dewey, 1899–1924*, Vol.14, Carbondale and Edwardsville, Southern Illinois University Press. (河村望訳『人間性と行為』デューイ=ミード著作集, 第3巻, 人間の科学新社, 1995年)。
- [1929] *The Quest for Certainty: A Study of the Relation of Knowledge and Action*, New York, Minton Balch (河村望訳『確実性の探求』デューイ=ミード著作集, 第5巻, 人間の科学社, 1996年)。
- Dubouchet, P. [2003] *Commons et Hayek: défenseurs de la théorie normative du droit*, Paris, L’Harmattan.
- Hall, P.A. and K. Thelen [2009] “Institutional Change in Varieties of Capitalism,” *Socio-Economic Review*, Vol. 7, No. 1, pp. 7–34.
- Harter, L.G. [1963] “John R. Commons: Conservative or Liberal?,” *Western Economic Journal*, 1, pp. 226–32.
- Herrigel, G. [2010] *Manufacturing Possibilities: Creative Action and Industrial Recomposition in the United States, Germany, and Japan*, Oxford and New York, Oxford University Press.
- Hodgson, G.M. [2003] “John R. Commons and the Foundations of Institutional Economics,” *Journal of Economic Issues*, 37 (3), pp. 547–76.
- Kapp, W.K. [1976] “The Nature and Significance of Institutional Economics,” *Kyklos*, 29 (2), pp. 209–32.
- Kirsch, D., M. Moeen, and R.D. Wadhvani [2014] “Historicism and Industry Emergence: Industry Knowledge from Pre-emergence to Stylized Fact,” in Bucheli, M. and R.D. Wadhvani eds. *Organizations in Time: History, Theory, Methods*, Oxford, Oxford University Press, pp. 217–40.
- Kristensen, P.H. and K. Lilja eds. [2011] *Nordic Capitalisms and Globalization: New Forms of Economic Organization and Welfare Institutions*, Oxford, Oxford University Press.
- Kristiansen, P.H. and J. Zeitlin [2005] *Local Players in Global Games: The Strategic Constitution of a Multinational Corporation*, Oxford, Oxford University Press.
- Mahoney, J. and K. Thelen [2010] “A Theory of Gradual Institutional Change,” in Mahoney, J. and K. Thelen eds. *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency,*

- and Power, Cambridge, Cambridge University Press, pp. 1–37.
- Mead, G.H. [1934] 1962. *Mind, Self, and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*, Chicago, University of Chicago Press. (河村望訳『精神・自我・社会』デューイ=ミード著作集, 第5巻, 人間の科学社, 1995年)。
- Mirowski, P. [1988] *Against Mechanism: Protecting Economics from Science*, Totowa, New Jersey, Rowman & Littlefield.
- Mitchell, W. C. [1937] “Commons on Institutional Economics,” in W.C. Mitchell, *The Backward Art of Spending Money and Other Essays*, New York, McGraw-Hill, pp. 313–341.
- Ramstad, Y. [1990] “The Institutionalism of John R. Commons: Theoretical Foundations of a Volitional Economics,” in W.J. Samuels ed. *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, London, JAI Press, pp. 53–104.
- [1994] “On the Nature of Economic Evolution: John R. Commons and the Metaphor of Artificial Selection,” in L. Magnusson ed. *Evolutionary and Neo-Schumpeterian Approaches to Economics*, Boston, Kluwer Academic Publishers, pp. 65–121.
- Streeck, W. [2009] *Re-forming Capitalism: Institutional Change in the German Political Economy*, Oxford, Oxford University Press.
- Théret, B. [1992] *Régimes économiques de l'ordre politique*, Paris, Presses Universitaires de France. (神田修悦ほか訳『租税国家のレギュレーション—政治的秩序における経済体制』世界書院, 2001年)。
- Veblen, T.B. [1899] *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institutions*, New York, Macmillan. (高哲男訳『有閑階級の理論』ちくま学芸文庫, 1998年)。
- Vögelin, E., [1995] *On the Form of the American Mind*, R.H. Baton trs., Rouge, Louisiana State University Press (Original is [1928] *Über die Form des amerikanischen Geistes*, Tübingen, J.C.B. Mohr).
- Zingler, E.K. [1974] “Veblen vs. Commons: A Comparative Evaluation,” *Kyklos*, 27 (2), pp. 322–344.
- 宇仁宏幸 [2013] 「コモنزの取引概念と価値論—交渉取引と管理取引の相互制約関係を中心に—」『経済論叢』第187巻第1号, 1–16ページ。
- [2014] 「J.R.コモنزの累積的因果論—『制度経済学』と1927年草稿の比較分析—」『季刊経済理論』第51巻第2号, 77–88ページ。
- 北川亘太 [2014a] 『J.R.コモنز『制度経済学』の適正な価値と主権』京都大学経済学研究科学位申請論文。
- [2014b] 「J.R.コモنز『制度経済学』の構築過程—政治経済学における主権の位置

づけを中心に一」『進化経済学会論集』第18集，596-615 ページ。

塚本隆夫 [2015] 「ミッチェルのコモンズ『制度経済学』論について」『進化経済学会論集』第19集。

中原隆幸 [近刊予定] 「訳者・上巻後書き」J.R.コモンズ著，中原隆幸訳『制度経済学』（上巻），ナカニシヤ出版。

村越一夫・山本泰三 [近刊予定] 「コーチングという装置—認知資本主義における労務管理？」山本泰三編『認知資本主義—21世紀のポリティカル・エコノミー』ナカニシヤ出版。